

## 平成 31 年 第 2 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 31 年 2 月 15 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 25 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	欠
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

### 5. 議事録署名委員の指名

\_\_\_\_\_ 1 番 麻生 祐三子 \_\_\_\_\_ 14 番 安藤 哲生 \_\_\_\_\_

### 6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史  
係 長 藤田 鉄也  
係 員 藤田 美智 川原 一仁 足立 貴裕

### 7. 議事日程

- (1) 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- (3) 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 11 号 現況証明 (非農地証明) について
- (7) 議案第 12 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

### 8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。  
それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

## (1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成31年第2回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  
(とき：午後2時4分)

## (2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。14番 安藤哲生 副会長、1番 麻生祐三子 委員、をお願いします。

## (3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成31年第1回定例総会から本日の平成31年第2回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた4点について、2ページ以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、委員会報告及び委員報告、事務局報告ですが、今回はそれぞれ報告がないようです。

続いて、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

#### (4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成31年2月15日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成31年2月18日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。6ページをお開きください。議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成31年2月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く7ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第6号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第7号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  
(とき、午後2時19分)

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後2時20分)

議長 次に議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。  
「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号1番の1案件を19番 伊藤睦雅 委員をお願いいたします。

19番委員 19番 三重の伊藤睦雅です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。  
番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外在住で農地の管理が困難なため、空き家に付随した農地の指定申請をし、平成30年10月定例総会において承認されました。譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。申請地は、購入した自宅近くの農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。  
譲受人の権利取得後の経営面積は、1アールとなり指定農地の下限面積の1アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を24番 衛藤徳人 委員をお願いいたします。

24番委員 24番 緒方の衛藤徳人です。2月7日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。  
番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、市外在住で農地の管理が困難であったので、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も自身の経営地に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は73アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たして

いることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第8号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第8号の番号1番及び番号2番の2案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第8号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番の1案件を9番 衛藤英教 委員にお願いいたします。

9番委員 9番 大野の衛藤英教です。2月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は山際にある農地で、日照時間が短く、獣害もあり、耕作が困難であったため、杉苗380本を植林し、今後は山林として管理をしたいので申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第9号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第9号の番号1番の1案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第9号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番から番号3番までの3案件を4番 清田義幸 委員にお願いいたします。

4番委員 4番 三重の清田義幸です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、貸人 ●●●●●さんから借人 ●●●●●さんへの貸借権の設定に伴う、農地の転用の件についてであります。借人は不動産賃貸業を営んでおり、申請地周辺にも賃貸共同住宅を5棟所有していますが、三重町内で今後も賃貸共同住宅の需要が見込まれることから、借人の妻である貸人名義の農地に新たな集合住宅の建築を計画し、今回、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の工の(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さんから譲受人 ●●●●●・●●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、現在宇目町に住んでいますが、勤務地や子どもの通学先など将来的なことを考えて、三重町での住宅の建築を計画しました。適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談した結果、譲渡人も申請地の耕作者が見つからず取扱に苦慮していたため、売買で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の工の(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ない

と認められました。

次に番号3番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●●●●●●●理事長 ●●●●さんへの貸借権の設定に伴う、農地の転用の件についてであります。借人は、事業拡大のため、経営するみえ病院敷地内の職員駐車場に、介護老人保健施設を建設することになったことや、あわせて職員を増員することから、新たに150台程度の駐車場用地を探しました。近隣で申請地を見つけ貸人に相談したところ、賃貸借での話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 次に、番号4番の案件を6番 津高昭基 委員にお願いいたします。

6番委員 6番 清川の津高昭基です。2月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は長年建築業に携わっており、平成8年に製材所の建築を計画し、土地を探していたところ、譲渡人の父所有の申請地が自宅にも近く、面積も適当であったことから貸借の話をまとめ、平成8年7月頃に製材所として建築し、その後平成26年1月頃に資材置場に用途を変更し、現在も自身が役員を務める株式会社甲斐建築に貸与しています。今回、譲渡人と売買の話を進めていた際、申請地が農地で転用許可が必要であることが分かったため、是正のための申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第10号の番号1番から番号4番の4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第10号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第10号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第11号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明

を求めます。

事務局           それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。  
「議案第11号 現況証明（非農地証明）について」  
（議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読）

議長               事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号1番の1案件について地区審査会の報告を求めます。  
番号1番及び番号2番の2案件について、4番 清田義幸 委員にお願いいたします。

4番委員           4番 三重の清田義幸です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、農地法施行前（昭和27年10月20日以前）の昭和10年3月頃、申請者の父が杉及びクヌギを植林し、現在、杉1本、クヌギ25本、残りは竹林となっております。判断基準は、農地法施行前より非農地であった土地に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

次に番号2番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第4条及び第5条許可を得て転用を行った土地で、現況は許可どおり事務所用地として転用されていますが、許可書を紛失し地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長               次に、番号3番の案件を10番 矢野源平 委員にお願いいたします。

10番委員          10番 朝地の矢野源平です。2月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、申請者 ●●●●●● ●●●●●●さんから申請のありました現況証明についてであります。申請地は、旧朝地町が農地法第5条許可を得て公営住宅用地として転用を行った土地で、現況は許可どおり公営住宅用地となっておりますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長               地区審査会の報告が終わりました。議案第11号の番号1番から番号3番までの3件について、これより質疑を許可します。

委員               [ありません]の声多数

議長               他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。  
審査報告は、議案第11号の番号1番から番号3号までの3案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。  
これから採決します。議案第11号の番号1番から番号3番までの3案件について、原



案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長

挙手全員です。

議長

挙手全員により、議案第 11 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長

次に、議案第 12 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。  
「議案第 12 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」  
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件を朗読)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員

[ありません] の声多数

議長

他に、質疑は無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号 1 番の案件を、11 番 神志那静清 委員と 20 番 小野直樹 委員にお願いします。

なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長

これをもちまして、平成 31 年第 2 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後 3 時 25 分)

議事録署名委員

14 番委員

宇藤 哲生

〃

1 番委員

麻生 祐三子